

# 湖西市の人事行政の運営状況について

湖西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年湖西市条例第9号）第2条の規定により、職員の給与などについて公表します。

## 1 任免及び職員数に関する状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門	職 員 数			主な増減理由
	平成20年	平成21年	対前年増減	
市長部局等	232 人	230 人	△ 2 人	業務の見直しによる減
教育委員会	92 人	89 人	△ 3 人	業務の見直しによる減
合 計	324 人	319 人	△ 5 人	

### (2) 採用及び退職の状況（平成20年度）

区 分	増 員 (人)				減 員 (人)									
	採用	転入	異動	合計	退 職					転出	異動	免 職		合計
					定年	勸奨	普通	死亡	計			分限	懲戒	
市長部局等	16	3	1	20	9	6	3		18	4				22
教育委員会	6	1		7	5	2	1		8	1	1			10
合 計	22	4	1	27	14	8	4	0	26	5	1			32

※1 採用は、平成20年4月2日から平成21年4月1日の間に採用した者の人数です。

2 退職は、平成20年4月1日から平成21年3月31日の間に退職した者の人数です。

3 転入・転出は、広域施設組合、県教育委員会、社会福祉協議会との間の異動人数、異動は部局間の異動人数の差です。

### (3) 採用試験の実施状況（平成20年度）

職 種	採用予定数	申込者数(女性)	受験者数(女性)	合格者数(女性)	倍 率
一般行政職	20 人	166 (61) 人	138 (51) 人	16 ( 4) 人	8.6 倍
土木技術職	1 人	3 ( 0) 人	3 ( 0) 人	1 ( 0) 人	3.0 倍
幼稚園教諭	4 人	20 (16) 人	19 (16) 人	5 ( 4) 人	3.8 倍

## 2 給与の状況

### (1) 人件費の状況（平成20年度一般会計決算）

住民基本台帳人口 (H21. 3. 31現在)	歳出額 A	人件費 B	人件费率 B/A	前年度人件费率
42,357 人	15,852,130 千円	2,557,689 千円	16.1 %	15.2 %

(2) 職員給与費の状況（平成21年度一般会計当初予算）

職員数 A	職員給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
296 人	1,118,519 千円	255,533 千円	464,160 千円	1,838,212 千円	6,210 千円

※ 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 平均給料月額及び平均年齢の状況（平成21年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	339,800 円	42歳 8月
技能労務職	250,300 円	48歳11月

(4) 初任給の状況（平成21年4月1日現在）

区分		湖西市	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	I種 185,800 円 II種 172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	137,200 円

(5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成21年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	277,700 円	312,900 円	365,000 円
	高校卒	— 円	277,700 円	343,300 円

※ 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数です。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師	24 人	12.1 %
2級	主任	19 人	9.6 %
3級	主査	35 人	17.7 %
4級	主任主査	31 人	15.6 %
5級	主幹、係長	31 人	15.6 %
6級	課長代理、所長代理	15 人	7.6 %
7級	課長、所長、専門監、副参事	30 人	15.2 %
8級	部長、参事	13 人	6.6 %
計		198 人	100.0 %

※1 「職員の給与に関する条例」に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 期末・勤勉手当の状況（平成21年4月1日現在）（単位：月分）

区 分	湖 西 市			国
	期末手当	勤勉手当	計	
6月期	1.40	0.75	2.15	湖西市と同じ
12月期	1.60	0.75	2.35	
計	3.00	1.50	4.50	

職制上の段階、職務の級により加算措置（0～15%）があります。

※ 人事院勧告に伴い、平成21年は6月期に期末手当1.25月分・勤勉手当0.7月分  
12月期に期末手当1.5月分・勤勉手当0.7月分を支給しています。

(8) 退職手当の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	湖 西 市		国
	自己都合	勸奨・定年	
勤 続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	湖西市と同じ
勤 続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	
勤 続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	
最 高 限 度	59.28 月分	59.28 月分	
1人当たり 平均支給額	22,792 千円	勸奨 27,206 千円 定年 24,380 千円	

※ 1人当たりの平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された退職手当の  
平均額です。

(9) その他の主な手当の内容

7 地域手当の状況（平成20年度決算）

支 給 率	3.0 %
1人当たりの平均支給年額	122 千円

イ 特殊勤務手当の状況（平成20年度決算）

区 分	全 職 種
職員全体に占める手当支給職員の割合	12.1 %
支給職員1人当たりの平均支給年額	5,174 円
手当の種類（手当数）	15 種類
支給額の多い手当の名称	1 犬猫死体処理手当(350円/回)
	2 用地交渉手当(300円/日)
	3 行旅死亡人取扱手当(4000円/日)

ウ 時間外勤務手当の状況（平成20年度決算）

平成20年度	支給総額	88,068 千円
	支給職員1人当たりの平均支給年額	367.0 千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

Ⅰ 扶養手当・住居手当・通勤手当の状況（平成21年4月1日現在）

区分	内 容（市）	国の制度との異同	国の制度と異なる場合の内容（国）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者 13,000円</li> <li>・ 配偶者以外の扶養親族</li> <li>1人目 <ul style="list-style-type: none"> <li>（配偶者がいる職員） 6,500円</li> <li>（配偶者がいない職員） 11,000円</li> </ul> </li> <li>2人目以降（1人につき） 6,500円</li> <li>※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子（1人につき） 5,000円</li> </ul>	同じ	
住居手当	<p>[借家・借間に居住する者]</p> <p>支給対象者 月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全額支給限度額 11,000円</li> <li>・ 2分の1加算限度額 16,000円</li> <li>・ 最高支給限度額 27,000円</li> </ul> <p>[持家に居住し世帯主である者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給額（新築・購入後5年間） 3,500円</li> <li>・ 支給額（上記以外） 2,000円</li> </ul>	一部異なる	<p>[借家・借間に居住する者]</p> <p>支給対象者 市と同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全額支給限度額 市と同じ</li> <li>・ 2分の1加算限度額 市と同じ</li> <li>・ 最高支給限度額 市と同じ</li> </ul> <p>[持家に居住し世帯主である者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給額（新築・購入後5年間） 2,500円</li> </ul>
通勤手当	<p>[交通機関等利用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最高支給限度額 1か月当たり 55,000円</li> </ul> <p>[交通用具使用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 片道 2km以上 4km未満 3,300円</li> <li>・ 片道 4km以上 6km未満 5,400円</li> <li>・ 片道 6km以上 8km未満 6,200円</li> <li>・ 片道 8km以上 10km未満 7,700円</li> <li>・ 片道10km以上 15km未満 9,500円</li> <li>・ 片道15km以上 20km未満 11,600円</li> <li>・ 片道20km以上 25km未満 13,900円</li> <li>・ 片道25km以上 30km未満 16,200円</li> <li>・ 片道30km以上 35km未満 18,500円</li> <li>・ 片道35km以上 40km未満 20,800円</li> <li>・ 片道40km以上 23,100円</li> </ul> <p>[交通機関と交通用具の併用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最高支給限度額 1か月当たり 55,000円</li> </ul>	一部異なる	<p>[交通機関等利用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最高支給限度額 市と同じ</li> </ul> <p>[交通用具使用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 片道 5km未満 2,000円</li> <li>・ 片道 5km以上 10km未満 4,100円</li> <li>・ 片道10km以上 15km未満 6,500円</li> <li>・ 片道15km以上 20km未満 8,900円</li> <li>・ 片道20km以上 25km未満 11,300円</li> <li>・ 片道25km以上 30km未満 13,700円</li> <li>・ 片道30km以上 35km未満 16,100円</li> <li>・ 片道35km以上 40km未満 18,500円</li> <li>・ 片道40km以上 45km未満 20,900円</li> <li>・ 片道45km以上 50km未満 21,800円</li> <li>・ 片道50km以上 55km未満 22,700円</li> <li>・ 片道55km以上 60km未満 23,600円</li> <li>・ 片道60km以上 24,500円</li> </ul> <p>[交通機関と交通用具の併用者]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最高支給限度額 市と同じ</li> </ul>

(10) 特別職等の給与等の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		給料月額	期末手当の支給割合と支給額※					
			6月期		12月期		計	
給 料	市 長	870,000 円	2.15 月分	2,151,075 円	2.35 月分	2,351,175 円	4.50 月分	4,502,250 円
	副市長	705,000 円		1,743,112 円		1,905,262 円		3,648,374 円
	教育長	640,000 円		1,582,400 円		1,729,600 円		3,312,000 円
退 職 手 当	市 長	870,000 × 在職年数 × 500/100						
	副市長	705,000 × 在職年数 × 300/100						
	教育長	640,000 × 在職年数 × 220/100						

※ 期末手当は、〔給料月額＋給料月額×15/100（加算率）〕×支給割合 で算出します。

なお、人事院勧告に伴い、平成21年は6月期に1.95月分・12月期に2.2月分を支給しています。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
8時間	8時30分	17時15分	12時15分～13時00分

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成20年）

内 容	1人当たり平均使用日数
1年に最高20日間を付与 ※前年からの繰越を含め最高40日間	7.2 日

※ 平均使用日数は一般行政職の平均使用日数です。

(3) その他の主な休暇制度の状況（平成21年4月1日現在）

休暇の種類		事 由	日数又は期間	給料
病気休暇		職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合、やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給
			私傷病の場合、90日を超えない範囲内で必要最小限度の期間	
特 別 休 暇	公民権行使のための休暇	職員が選挙権その他公民として権利を行使する場合	必要と認められる期間	
	証人等として出頭するための休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	
	骨髄液の提供のための休暇	職員が骨髄液の提供希望者として登録の申出を行い、又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1暦年につき5日の範囲内の期間	

特 別 休 暇	結婚休暇	職員が結婚する場合	連続する5日の範囲内の期間	有給
	産前休暇	女性職員が6週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	
	生児保育休暇	生後1年に達しない生児を育てる女性職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間	
	妻の出産休暇	職員の妻の出産に伴い、入院の付添等のため勤務しないことが相当である場合	2日の範囲内の期間	
	妊産婦の健診通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	その都度必要と認められる期間(ただし、回数制限あり)	
	子の看護休暇	小学校就学前の子を看護するため勤務しないことが相当である場合	1暦年につき5日の範囲内の期間	
	子の養育休暇	職員の妻の出産予定日6週間前の日から8週間を経過するまでの日で、小学校就学前の子を養育するため勤務しないことが相当である場合	5日の範囲内の期間	
	忌引休暇	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1日から10日までの範囲内の期間	
	父母の祭日の法要休暇	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1日の範囲内の期間	
	夏季休暇	心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当である場合	6月から10月までの期間内における連続する5日の範囲内の期間	
	生理休暇	生理に有害な職務及び生理日において勤務することが困難である場合	2日以内でその都度必要と認められる期間	
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する場合	連続する6か月の期間内で必要と認められる期間	無給	
組合休暇	任命権者の許可を得て、職員団体の業務又は活動に従事する場合	1暦年につき30日を超えない範囲内で必要と認められる期間		

※ 取得要件等は、「湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められています。

(4) 育児休業制度及び取得の状況（平成20年度）

制度の区分	内 容	日数又は期間	給 料
育 児 休 業	3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達するまで育児休業をすることができる	任命権者の承認を受け子が3歳に達するまで	無給
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子がその始期に達するまで、決められた勤務形態の中の希望の勤務形態で勤務することができる	任命権者の承認を受け子が小学校就学の始期に達するまで	勤務形態により調整
部 分 休 業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一日の勤務時間の一部について勤務をしないことができる	任命権者の承認を受け子が小学校就学の始期に達するまで	勤務しない部分は無給

区 分	育児休業	育児短時間勤務	部分休業
男 性	0 人	0 人	0 人
女 性	3 人	0 人	0 人
合 計	3 人	0 人	0 人

※当該年度に新たに育児休業、育児短時間勤務、部分休業の承認を受けた人数です。

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成20年度）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
処分者数	0 人	0 人	3 人	0 人	3 人

※ 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言います。

(2) 懲戒処分者数（平成20年度）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
処分者数	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人

※ 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分を言います。

5 服務の状況

(1) 服務規律遵守のための取り組み（平成20年度）

区 分	取 組 内 容
綱紀肅正に関すること	・綱紀の保持及び交通安全意識の徹底に関する通知 ・選挙における職員の服務規律の保持に関する通知

(2) 営利企業等従事許可の状況（平成20年度）

許可件数	主 な 許 可 事 例
11 件	・統計調査員及び指導員等

※ 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものです。

## 6 研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の概要等（平成20年度）

区 分	実施した主な研修	受講者数
階層別研修	・西部4市（新規採用・初級・中級・上級・監督者・管理者）職員合同研修 ・西部5市専門研修 ・新規採用職員研修	76 人
専門研修	・政策形成技法講座 ・支援型マネジメント講座 ・法制執務（初級・中級） ・地方自治法研修 ・地方公務員法研修	38 人
特別研修	・評価者研修 ・CS向上研修 ・メンタルヘルス研修	293 人
自主研修	・通信教育研修 ・職員視察研修	14 人

### (2) 勤務成績の評定の概要（平成20年度）

区 分	概 要
評定回数	年2回実施（基準日が3月1日の場合前年10月～2月、10月1日の場合4月～9月）
対象者	原則全職員（休職等で評定期間中の勤務が短い職員等を除く）
目的	職員の能力開発、人材育成及び給与等の処遇に反映することで、適正な人事管理を行う。
評定方法	職員の職位に応じた勤務評定票を使用し、業績・能力・態度について原則上司2名が評定する。

※平成20年度は試行。

## 7 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 定期健康診断の実施状況（平成20年度）

区 分	対 象 者	対象者数	受診者数	受診率
基本検診	原則全職員	313 人	313 人	100.0 %
胸部X線検査	原則全職員	313 人	308 人	98.4 %
胃部X線検査	40歳以上及び40歳未満であって希望するもの	185 人	159 人	85.9 %
VDT作業検査	主にコンピュータによる作業を行う職員	5 人	5 人	100.0 %

※1 対象者数には特別職を含みます。

2 未受診者については、各自が別途人間ドック等を受診しています。

### (2) 公務災害等の認定状況（平成20年度）

区 分	公務災害	通勤災害	計
認定件数	2 件	0 件	2 件



(3) その他主な福利厚生事業の概要（平成20年度）

区 分	概 要	支 出 額
被服の貸与	職員の勤務条件及び業務効率の向上を図るため、現業的業務に従事する職員等に対して作業衣等を貸与	257 千円
互助会運営	(湖西市役所職員互助会 会員数327人) 職員厚生交付金 ・ 交付対象事業 事務職員人件費・事務費・クラブ活動助成等の健康増進事業 ・ 互助会公費負担率 22.9% 公費負担額/(公費負担額+会員掛金額) ・ 1人当たり公費負担額 5,239円	1,713 千円